

日本カム工業会会則

(名称)

第1条 本会は、日本カム工業会という。

(目的)

第2条 本会は、カム、カム装置およびその周辺機器あるいはカム関連ソフトウェア(以下カム関連製品という)の研究、開発、設計、製造、販売、利用等に関わる法人、個人、団体(以下カム関係者)が相集い、カム関連技術の向上と普及を図るとともに、生産、流通、貿易および利用面において改善合理化を促進し、カムメーカー、カム関連業界およびカムユーザーの健全な発展と繁栄に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) カムとカム関連技術の普及
- (2) カム関連製品の品質、性能の高度化ならびに生産技術の向上のための調査、研究
- (3) カム関連製品の生産、流通、貿易ならびに利用に関する改善合理化と諸施策の推進
- (4) 国内、カム関係者との交流と親善の推進
- (5) カムに関する規格化・標準化と普及
- (6) カムに関する諸資料の収集と提供
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 本会の事務局は公益財団法人名古屋産業振興公社内におく。

(会員)

第5条 本会の会員は個人会員、法人会員、特別会員、賛助会員の4種とする。

第6条 個人会員は、個人として事業を営んでいる者あるいは公共機関等の団体(以下団体という)に所属し個人として会員活動を行う者とする。法人会員は、法人として事業を営むものあるいは団体として会員活動を行うものとする。賛助会員は本会の目的に賛同し、これを支援する法人または団体とする。特別会員は本会役員会によって認定された個人および団体とする。

(会費ならびに入退会)

第7条 個人会員の会費は年 20,000 円、法人会員の会費は年 50,000 円、賛助会員の会費は年 30,000 円とし、年度当初に納入するものとする。特別会員は会費の納入義務はないものとする。

(名称)

第8条 本会に、入会しようとする個人、法人および団体は、所定の入会申込書を本会に提出し、役員会の承認を得るものとする。承認後、次の入会金と会費を添えて申し込むものとする。なお、退会しようとする場合には文書をもって申し出るものとする。

入会金 個人会員	10,000 円
法人会員・賛助会員	20,000 円

(役員)

第9条 本会には、次の役員をもって運営する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計監査 1名

第10条 役員は、総会において会員の中から選出する。

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会務を掌握し、会長の事故あるときは、その職務を代行する
- (3) 幹事は、会長の指示にもとづき事業の企画、立案、推進にあたる。
- (4) 会計監査は、本会の会計を監査する。

第12条 役員の仕事期間は2年とする。ただし、再任はさまたげない。また、役員に欠員が生じた場合の後任者の仕事期間は残存期間とする。

第13条 本会が必要と認めるときは、委員会等を設けることができる。

(会議)

第14条 本会の会議は総会、役員会、幹事会の 3 種とする。

第15条 総会は、毎年 1 回 4 月～7 月に開催し、前年度会計報告ならびに新年度事業計画、

その他の重要事項を審議決定する。また役員会の議決により必要に応じて臨時総会を開催することができる。

第16条 会長が必要と認める場合は役員会、ならびに幹事会を招集することができる。

(会計)

第17条 本会の事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第18条 本会の経費は、会費、寄付金その他をもってあてる。

(会則の変更ならびに解散)

第19条 本会の会則を変更するとき、および本会を解散するときは、会員の2分の1以上が出席する総会で、出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

第20条 総会への出席は委任状をもってこれにかえることができる。

(その他)

第21条 その他必要事項は役員会においてその都度定めるものとする。

付則

1. この会則は平成 3 年(1991)4 月 1 日から実施する。
2. 平成 7年 6月 19日会則一部改正
3. 平成 8年 6月 21日会則一部改正
4. 平成 15年 2月 21日会則一部改正
5. 平成 24年 4月 1日会則一部改正
6. 令和 5年 6月 30 日会則一部改正